

平成 28 年 度

会津若松市 一般会計 特別会計 歳入歳出決算審査意見書

会津若松市基金運用状況審査意見書

会津若松市監査委員

会津若松市一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書

目 次

| | | |
|----|---------------------------------------|---------|
| 第1 | 審査の種類 | 1 |
| 第2 | 審査の対象 | 1 |
| 第3 | 審査の着眼点 | 1 |
| 第4 | 審査の主な実施内容 | 1 |
| 第5 | 審査の実施場所及び日程 | 1 |
| 第6 | 審査の結果 | 2 |
| 第7 | 審査の意見 | |
| | (1) 一般会計意見 | |
| | ① 収支状況について | 2 |
| | ② 財政状況について | |
| | 1) 財政指標の状況 | 3 |
| | 2) 実質公債費比率分析 | 4 |
| | 3) 将来負担比率分析 | 5 |
| | 4) 市債の状況 | 5 |
| | 5) 財政調整基金等の状況 | 6 ~ 9 |
| | 6) 性質別経費 | 9 |
| | ③ まとめ | |
| | 1) 収支状況及び財政状況について | 10 |
| | 2) 将来負担への対応について | 11 |
| | 3) 柔軟な財政運営基盤の確保について | 11 |
| | (2) 特別会計意見 | |
| | ① 国民健康保険特別会計 | 13 |
| | ② 観光施設事業特別会計 | 15 ~ 17 |
| | ③ 下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計・個別生活排水事業特別会計 | |
| | 1) 下水道事業特別会計について | 17 |
| | 2) 農業集落排水事業特別会計について | 18 |
| | 3) 個別生活排水事業特別会計について | 19 |
| | 4) 公共下水道事業、農業集落排水事業、個別生活排水事業の経営比較について | 19 |
| | ④ 地方卸売市場事業特別会計 | 21 |
| | ⑤ 扇町土地区画整理事業特別会計 | 22 |
| | ⑥ 介護保険特別会計 | 23 |
| | ⑦ まとめ | |
| | 1) 収支状況について | 25 |
| | 2) 企業会計への移行について | 26 |

凡 例

- 1 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。
- 2 構成比(%)は、合計が100となるよう一部調整している。
- 3 符号の用法は、次のとおりである。
 - 「－」…… 該当数値がないもの、算出不能なもの又は増減率において無意味なもの
 - 「0.0」…… 数値が0のもの又は該当する数値はあるが単位未満のもの
 - 「△(数値)」…… 負数
- 4 文中で用いるポイントは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

決算審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項の規定による決算審査

第2 審査の対象

平成28年度会津若松市一般会計歳入歳出決算
平成28年度会津若松市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
平成28年度会津若松市湊町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
平成28年度会津若松市西田面簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
平成28年度会津若松市観光施設事業特別会計歳入歳出決算
平成28年度会津若松市下水道事業特別会計歳入歳出決算
平成28年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
平成28年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
平成28年度会津若松市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
平成28年度会津若松市介護保険特別会計歳入歳出決算
平成28年度会津若松市個別生活排水事業特別会計歳入歳出決算
平成28年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計歳入歳出決算
平成28年度会津若松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第8決算審査の着眼点」に基づき、市長から提出された、各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、更に予算が適正かつ効率的に執行されているか等を主眼として審査を行った。

第4 審査の主な実施内容

会津若松市監査基準に準拠して決算審査を行ったところであり、審査に付された決算書類が適正であるかどうかを検証するため、その計数について関係諸帳簿及び資料との調査照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、決算計数の正否、予算の執行状況など、財務事務全般にわたり審査を行った。

第5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局及び河東支所内会議室

審査実施日程 平成29年6月16日から平成29年8月9日まで

第6 審査の結果

審査に付された決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、関係帳簿、証書類等を照合精査した結果、計数は正確であり、予算の執行など財務に関する事務については、おおむね適正であると認められた。なお、審査意見は次のとおりである。

第7 審査の意見

(1)一般会計意見

①収支状況について（表1 一般会計決算収支の状況）

一般会計の収支については、歳入総額 49,658,046,925 円（前年度比 4.1%減）、歳出総額 47,608,991,362 円（前年度比 3.6%減）となり、**歳入歳出差引残額（形式収支）**は 2,049,055,563 円（前年度比 13.0%減）となった。その主な減少要因としては、歳入において市債の減及び繰入金の減、県支出金の減、歳出において普通建設事業費の減、公債費の減によるものである。

実質収支は翌年度へ繰り越すべき財源 242,799,584 円を差し引くと 1,806,255,979 円（前年度比 20.6%減）となり、前年度と比較し 467,815,951 円の減となったが、収支の黒字幅の指標として用いられる**実質収支比率**（実質収支額÷標準財政規模×100）では、本市は 6.3%（前年度比 1.5 ポイントの減）で、一般的に望ましいとされている 3～5%を上回っている。

これを他市の平成 27 年度決算ベースと比較すると、県内各市平均の 8.5%より低いものの、全国の類似団体平均の 5.7%を上回っている状況にある。

以上のとおり、歳入歳出額ともに減少したが、**形式収支**及び**実質収支**とも黒字であり、直ちに収支不足に陥りかねないといった問題点は、当該年度の状況からは見当たらない。

しかしながら、平成 28 年度の実質収支から平成 27 年度の実質収支を差し引いた**単年度収支**は 467,815,951 円の赤字となった。これは前年度からの剰余金の減少を表している。

また、**実質単年度収支**については、財政調整基金を平成 28 年度中の新たな積立金以上に除雪対策の経費として、取崩したため、単年度収支の赤字より 95,424,016 円多い、563,239,967 円の赤字となった。

歳入については、前年度と比較すると 2,106,841,497 円の減となっており、これは主として、市税 106,728 千円の増、前年度繰越金 1,138,875 千円の増等があったものの、地方交付税 531,770 千円の減、地方消費税交付金 265,340 千円の減、県支出金 621,435 千円の減、減債基金繰入金等の繰入金 663,884 千円の減、臨時財政対策債及び小学校建設等による市債 1,019,200 千円の減など、減要因が増要因を上回ったことによるものである。

歳出については、前年度と比較すると 1,799,512,419 円の減となっており、これは主として、臨時福祉給付金給付事業費等により民生費 368,042 千円の増、ICT オフィス環境整備事業費等による商工費 200,354 千円の増等があったものの、一方、機構集積協力金交付金等による農林水産業費 186,504 千円の減、鶴城小学校校舎等建設事業費等による教育費 801,449 千円の減、繰上償還金の皆減等による公債費 1,260,985 千円の減など、減要因が増要因を上回ったことによるものである。

表1 一般会計決算収支の状況

(単位：円・%)

| 区 分 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 | 前年度比較 | |
|--------------------------------|----------------|----------------|----------------|--------|
| | | | 増減額 | 増減率 |
| 歳入決算額 (A) | 49,658,046,925 | 51,764,888,422 | △2,106,841,497 | △4.1 |
| 歳出決算額 (B) | 47,608,991,362 | 49,408,503,781 | △1,799,512,419 | △3.6 |
| 形式収支 (C)=(A)-(B) | 2,049,055,563 | 2,356,384,641 | △307,329,078 | △13.0 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 (D) | 242,799,584 | 82,312,711 | 160,486,873 | 195.0 |
| 実質収支 (E)=(C)-(D) | 1,806,255,979 | 2,274,071,930 | △467,815,951 | △20.6 |
| 実質収支比率 | 6.3% | 7.8% | △1.5 | — |
| 単年度収支 (F)=28年度(E)-27年度(E) | △467,815,951 | 1,128,282,886 | △1,596,098,837 | △141.5 |
| 財政調整基金積立金 (G) | 512,984 | 254,405,729 | △253,892,745 | △99.8 |
| 地方債繰上償還金 (H) | — | 771,603,091 | △771,603,091 | 皆減 |
| 財政調整基金取崩額 (I) | 95,937,000 | — | 95,937,000 | 皆増 |
| 実質単年度収支 (J)=(F)+(G)+(H)-(I) | △563,239,967 | 2,154,291,706 | △2,717,531,673 | △126.1 |

※歳入決算額(49,658,046,925円)には、未還付分3,997,879円が含まれている。

実質収支比率の推移 (普通会計ベース)

(単位：%)

| 区 分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 類似団体平均 (平成 27 年度) | 県内各市平均 (平成 27 年度) |
|--------|----------|----------|----------|----------------------|----------------------|
| 実質収支比率 | 3.9 | 7.8 | 6.3 | 5.7 | 8.5 |

②財政状況について

1) 財政指標の状況 (表2 財政指標の推移)

財政力を示す指数で、これが高いほど財源の余裕があるとされる**財政力指数**は、平成28年度は0.618で平成27年度と同様である。平成27年度決算ベースの類似団体の平均0.747と比較しても依然として低い水準であり、財源の余裕が比較的少ないと言える。

財政構造の弾力性を判断する指標で、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示す**経常収支比率**は、前年度より2.0ポイント上がり89.4%となっている。これは計算上、分子である義務的経費の公債費が前年度より減少したが、分母である臨時財政対策債や地方交付税等の経常一般財源が分子のそれ以上に減少したことによる。数値上は財政運営の弾力性の面では厳しい状況が続いている。また、本比率は、平成27年度決算における類似団体平均90.0%を下回るが、県内各市平均86.5%を上回っており、財政構造の硬直化に留意していく必要がある。

実質公債費比率については、平成18年度の19.3%から毎年逡減を続け、平成28年度は前年度から2.0ポイント下がり8.8%となった。これは、毎年新規の市債発行額を元金償還額以下に抑制してきた成果である。

本比率は、平成 27 年度県内各市の平均 9.0%を下回り改善傾向にあるものの、平成 27 年度決算における類似団体平均 6.5%と比較して高く、また、県内各市及び類似団体平均とも年々逡減傾向にあり、柔軟な財政運営を図っていく上で、こうした状況を鑑みると引き続き比率逡減への留意が必要である。

また、**将来負担比率**については、平成 28 年度は 30.3%となり、前年度から 6.0 ポイント下がった。平成 24 年度に 71.8%であったが、ここ数年で着実に下がり年々改善している。

表 2 財政指標の推移 (普通会計ベース)

(単位：%)

| 区 分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 類似団体平均 (平成 27 年度) | 県内各市平均 (平成 27 年度) |
|---------|----------|----------|----------|----------------------|----------------------|
| 財政力指数 | 0.604 | 0.618 | 0.618 | 0.747 | 0.568 |
| 経常収支比率 | 89.8 | 87.4 | 89.4 | 90.0 | 86.5 |
| 実質公債費比率 | 12.6 | 10.8 | 8.8 | 6.5 | 9.0 |
| 将来負担比率 | 39.3 | 36.3 | 30.3 | 39.1 | 34.9 |

2) 実質公債費比率分析

実質公債費比率については、平成 15 年度の「行財政再建プログラム」実施以降、新規市債発行額を元金償還額以下に抑制する取組を継続して行っている。平成 28 年度においても分子である元利償還金をはじめ債務負担行為に基づく支出額も減少傾向にあり、総じて実質公債費比率の分子の構成要素は年々減少している。

なお、この分析から明らかなように公債費(実質的な借金返済)の適正化を図って行く上では、普通会計の起債はもちろん、下水道事業等の他会計のみならず、会津若松地方広域市町村圏整備組合の起債にも留意が必要であり、加えて債務負担行為の動向にも注視が必要である。

実質公債費比率(分子)の構造

(単位：百万円)

| 分子の構造 | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|------------|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 元利償還金等 (A) | 元利償還金 | 6,332 | 6,314 | 5,809 | 5,491 | 4,929 |
| | 公営企業債の元利償還金に対する繰入金 | 846 | 799 | 797 | 738 | 812 |
| | 組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等 | 314 | 231 | 166 | 156 | 115 |
| | 債務負担行為に基づく支出額 | 330 | 292 | 246 | 229 | 178 |
| | 一時借入金の利子 | - | - | 0 | 0 | 0 |
| 算入公債費等 (B) | 算入公債費等※ | 4,289 | 4,394 | 4,424 | 4,360 | 4,312 |
| (A) - (B) | 実質公債費比率の分子 | 3,533 | 3,242 | 2,594 | 2,254 | 1,722 |

参考資料：福島県市町村財政状況資料集

※元利償還金等に充てられる特定財源及び元利償還金等に要する経費として普通交付税の算定に算入される額

3) 将来負担比率分析

将来負担額のうち、分子である「一般会計等に係る地方債の現在高」及び「公営企業債等繰入見込額」については、「公債費負担適正化計画」の進行管理により公債費の低減に努めてきたことが伺われる。また、「退職手当負担見込額」についても、退職者数のピークが過ぎたことにより、今後はほぼ横ばいで推移して行くものと思われる。しかし「組合等負担等見込額」については、今後会津若松地方広域市町村圏整備組合における中間処理施設等の整備が将来的には増加要因となることが課題として考えられるため、動向を注視していく必要がある。また、「債務負担行為に基づく支出予定額」についても、この5年間に18億円近い減額が図られてきたが、今後、大型の債務負担行為の設定に当たっては、こうした観点にも留意が必要である。

将来負担比率（分子）の構造

(単位：百万円)

| 分子の構造 | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|--------------------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 将来負担額 (A) | 一般会計等に係る地方債の現在高 | 49,409 | 47,791 | 46,901 | 45,866 | 45,057 |
| | 債務負担行為に基づく支出予定額 | 1,949 | 1,503 | 527 | 316 | 190 |
| | 公営企業債等繰入見込額 | 11,735 | 11,012 | 10,392 | 9,743 | 9,552 |
| | 組合等負担等見込額 | 705 | 633 | 520 | 416 | 361 |
| | 退職手当負担見込額 | 9,061 | 8,556 | 8,001 | 8,198 | 7,994 |
| | 設立法人等の負債額等負担見込額 | — | — | — | 59 | — |
| 充当可能財 源等 (B) | 充当可能基金 | 8,038 | 9,577 | 9,977 | 9,422 | 9,673 |
| | 充当可能特定歳入 | 1,363 | 1,080 | 968 | 1,012 | 1,153 |
| | 基準財政需要額算入見込額 | 45,776 | 45,565 | 45,618 | 45,066 | 44,839 |
| (A) - (B) | 将来負担比率の分子 | 17,682 | 13,273 | 9,778 | 9,098 | 7,489 |

参考資料：福島県市町村財政状況資料集

4) 市債の状況

平成15年度に大幅な収支不足が見込まれ、危機的な財政状況に直面したことを踏まえ、平成15年8月に行財政再建プログラムを策定し、平成18年度までを「再建期間」に位置づけ、様々な改革に取り組んできた。その結果、収支不足による危機的な状況は打開できたものの、市債残高の通減は課題として残っていたため、新規市債発行額の元金償還額以下への抑制に向け継続的に取り組んできた経過にある。平成28年度においてもこの方針は堅持され、一般会計の元金償還額3,802,217千円に対し、市債借入額は3,505,400千円となっている。

こうした取組によって、一般会計の市債残高は平成18年度約506億円から平成28年度の約409億円と約97億円減ってきており、特別会計との合計でも870億円を超える状態から約660億円までになった。しかし、この状況を他市と比較してみると、平成27年度決算の普通会計（一般会計＋扇町区画整理特会）ベースで、市債残高は県内各市平均及び類似団体平均のいずれよりも多く、順位的にも県内各市及び類似団体の中位以下にあり、こうしたことを考慮すると、今後も市債残高の通減に向けた努力が必要である。

市債残高の推移

(単位：千円)

| 区 分 | 平成 18 年度 | 平成 21 年度 | 平成 24 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 一般会計 | 50,572,123 | 46,249,930 | 43,239,988 | 41,173,487 | 40,876,670 |
| 特別会計 | 36,930,301 | 33,460,149 | 29,514,358 | 26,358,438 | 25,146,990 |
| 合 計 | 87,502,424 | 79,710,079 | 72,754,346 | 67,531,925 | 66,023,660 |

市債残高の他市との比較(平成 27 年度普通会計決算ベース)

| 区 分 | 市債残高 | 会津若松市の順位 | 備 考 |
|------------|---------------|-------------|----------------------|
| 会津若松市 | 45,866,247 千円 | — | うち一般会計 41,173,487 千円 |
| 福島県内各市(平均) | 45,549,880 千円 | 10 位 / 13 市 | 少ない順 |
| 類似団体(平均) | 44,955,215 千円 | 51 位 / 88 市 | 少ない順 |

地方債(市債)現在高状況

(単位：円)

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) | |
|------------------|-----------------|-----------------|--------------------|----------------|-------|
| 一 般 会 計 | 40,876,669,845 | 41,173,486,672 | △296,816,827 | △0.7 | |
| 特 別 会 計 | 下水道事業 | 17,622,106,896 | 18,239,390,879 | △617,283,983 | △3.4 |
| | 地方卸売市場事業 | 109,368,220 | 134,482,337 | △25,114,117 | △18.7 |
| | 扇町土地区画整理事業 | 4,166,959,734 | 4,676,420,617 | △509,460,883 | △10.9 |
| | 農業集落排水事業 | 2,301,337,810 | 2,417,957,840 | △116,620,030 | △4.8 |
| | 個別生活排水事業 | 947,217,048 | 890,186,843 | 57,030,205 | 6.4 |
| | 計 | 25,146,989,708 | 26,358,438,516 | △1,211,448,808 | △4.6 |
| 合 計 | 66,023,659,553 | 67,531,925,188 | △1,508,265,635 | △2.2 | |

普通会計市債残高表

(単位：千円)

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|------|--------------|--------------|-----------------|---------|
| 普通会計 | 45,057,269 | 45,866,247 | △808,978 | △1.8 |

5) 財政調整基金等の状況

ア. 財政調整基金について

収支不足によって財政再建に取組まざるを得なかった経験を踏まえ、「歳入に見合った歳出構造の堅持」を財政運営の基本原則の1つとしている。こうした中において、財政調整基金は、年度間の財源調整機能を果たすものであり、これによって、年度毎の歳入の変化や行政需要に対し弾力的な対応を可能とするものである。このように、安定的で健全な財政運営に大きな役割を果たす財政調整基金は、平成 18 年度には約 10 億円であったが、毎年度の積立額に多寡はあるものの、前年度末には 33 億円を上回るまでになっている。

平成 28 年度は、前年度からの繰越金の確定に伴い 9 月補正予算で、769,036 千円の積立と、当初予算で基金を取崩し、一般会計へ繰入措置した 368,000 千円を基金へ繰戻す予算措置を行ったが、その後の幾度かの補正予算で積立金の減額を行った結果、3 月補正後の予算額は、預金利子等の積立金 513 千円を残し大幅な減額となり、さらに基金から除排雪経費として 95,937 千円の取崩となった。

これにより平成 28 年度末残高 (H29. 3. 31) は 3,288,930 千円となり、平成 27 年度最終予算確定後の 3,384,354 千円 (H28. 5. 31) に対し 95,424 千円減少した。この残高は類似団体と比較しても未だ少ない状況にあるため、今後も適正な規模の財政調整基金の確保に努める必要がある。

なお、平成 29 年度当初予算では 828,000 千円の取崩と利子分 1,013 千円の積立を計上しており、この場合の基金残高は、25 億を下回ることから、前年度繰越金の確定を反映した平成 29 年度 9 月補正予算を含め、今後の動向を注視したい。

財政調整基金の一般会計予算措置の状況(平成 28 年度)

(単位：千円)

| 区 分 | 当初予算 | 9 月補正 | 11 月臨時 | 2 月補正 | 3 月補正 | 最終予算現額 |
|---------|---------|----------|----------|----------|---------|--------|
| 繰入金(歳入) | 368,000 | △368,000 | — | — | 95,937 | 95,937 |
| 積立金(歳出) | 940 | 769,036 | △416,746 | △272,447 | △80,270 | 513 |

財政調整基金積立・取崩状況

(単位：円)

| 区 分 | H28. 3. 31 現在 | H28. 5. 31 現在 | H29. 3. 31 現在 | 合 計 |
|-----|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 積立額 | — | 253,326,000※ | 512,984 | 253,838,984 |
| 取崩額 | — | — | △ 95,937,000 | △ 95,937,000 |
| 増減額 | — | 253,326,000 | △ 95,424,016 | 157,901,984 |
| 現在高 | 3,131,028,331 | 3,384,354,331 | 3,288,930,315 | — |

※平成 27 年度最終予算確定後の積立額

財政調整基金残高の他市との比較(各年度出納整理期間最終日)

| 区 分 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|------------|---|---|
| 会津若松市 | 3,384,354 千円 【参考 28 年度 3,288,985 千円】 | 3,129,948 千円 【参考 27 年度 3,384,354 千円】 |
| 福島県内各市(平均) | 5,564,020 千円(9 位/13 市) | 5,000,325 千円(10 位/13 市) |
| 類似団体(平均) | 4,604,873 千円(60 位/88 市) | 4,459,258 千円(59 位/88 市) |

イ. 減債基金について

減債基金は、償還期限を繰り上げて市債の償還を行う場合や、年度によって市債の償還が多額になる場合に活用するものであるが、本市においては、新規市債発行額を元金償還額以下に抑制する財政運営方針を堅持しつつ、繰上償還によって通常の年賦償還を超える新規市債の行政需要に対し弾力的に対応するという機能も果たしている。

このような役割を担っている減債基金は、平成 25 年度には前年度繰越金が大きかったこともあって 10 億円を超える残高であったが、平成 27 年度には 771,603 千円の取崩

が行われたこともあって、平成 28 年度末残高は 430,154 千円となっている。この残高は類似団体及び県内各市と比較しても大幅に少ない状況にあるため、今後も適正な規模の減債基金の確保に努める必要がある。

なお、平成 29 年度当初予算では、423,560 千円の取崩と利子分 129 千円の積立を計上しており、この場合の基金残高は 1 千万円を下回ることから、今後の動向を注視したい。

減債基金の推移

(単位：千円)

| 区 分 | 18 年度(参考) | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 |
|-----|-----------|--------|-----------|-----------|----------|---------|
| 積立額 | 59 | 13 | 1,121,612 | 473,504 | 420 | 75 |
| 取崩額 | 0 | 0 | 0 | △447,998 | △771,603 | 0 |
| 残 高 | 53,704 | 54,144 | 1,175,756 | 1,201,262 | 430,079 | 430,154 |

減債基金残高の他市との比較

| 区 分 | 平成 27 年度 | 平成 26 年度 |
|------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 会津若松市 | 430,079 千円 【参考 28 年度 430,154 千円】 | 1,201,262 千円 【参考 27 年度 430,079 千円】 |
| 福島県内各市(平均) | 1,479,738 千円(12 位/13 市) | 1,378,681 千円(7 位/13 市) |
| 類似団体(平均) | 1,191,682 千円(50 位/88 市) | 1,017,716 千円(32 位/88 市) |

ウ. 公共施設維持整備等基金

当該基金については、公共施設の経年劣化が進む中において、危険性、緊急性、市民要望を踏まえ、維持補修等による適切な管理を将来にわたって継続するため、平成 28 年度 9 月補正予算で 2 億円の基金が造成された。

その後、平成 28 年度 12 月補正予算で、14,340 千円が取崩され、予算上の残高は 185,660 千円、現金上は繰越明許の関係で事業確定額 6,200 千円を取崩により、年度末で 193,800 千円となっている。

財政調整基金や減債基金と設置目的は異なるものの、これらの基金と同様に前年度繰越金を財源にしているという点で、年度間の財源調整という同じような機能も持つものである。

なお、平成 29 年度当初予算では 82,479 千円を取崩と利子分 58 千円の積立を計上しており、この場合の基金残高は約 1 億円であり、今後の動向を注視したい。

公共施設維持整備等基金の一般会計予算措置の状況(平成 28 年度)

(単位：千円)

| 区 分 | 9 月補正 | 12 月補正 | 年度末 |
|-------|---------|---------|---------|
| 積立額 | 200,000 | — | 200,000 |
| 取崩額 | — | △14,340 | △14,340 |
| 基金現在高 | 200,000 | 185,660 | 185,660 |

公共施設維持整備等基金積立・取崩状況

(単位：円)

| 区 分 | 積 立 額 | 取 崩 額 | 合 計 |
|----------|-------------|-----------|-------------|
| H29.3.31 | 200,000,000 | 6,200,000 | 193,800,000 |

6) 性質別経費

性質別歳出の状況は次表のとおりであり、経費を前年度と比較すると、増となったものは、子ども子育て支援事業関連事業費や障がい者総合支援給付費等の増により扶助費 608,193 千円、積立金 19,168 千円であり、減となったものは、公債費 1,333,339 千円、普通建設事業費等の投資的経費 972,889 千円、補助費等 183,463 千円、人件費 49,773 千円などである。

性質別経費の状況(普通会計ベース)

(単位：千円)

| 区 分 | 平成 28 年度(A) | | 平成 27 年度(B) | | 比較増△減(A)-(B) | 増減率 (%) |
|--------------|-------------|------------|-------------|------------|--------------|------------|
| | 金 額 | 構成比 (%) | 金 額 | 構成比 (%) | 金 額 | |
| 人件費 | 7,796,668 | 16.3 | 7,846,441 | 15.8 | △49,773 | △ 0.6 |
| 扶助費 | 12,565,052 | 26.3 | 11,956,859 | 24.1 | 608,193 | 5.1 |
| 公債費 | 4,929,043 | 10.4 | 6,262,382 | 12.6 | △1,333,339 | △21.3 |
| 小計(義務的経費) | 25,290,763 | 53.0 | 26,065,682 | 52.6 | △774,919 | △ 3.0 |
| 物件費・維持補修費 | 6,429,579 | 13.4 | 6,422,403 | 13.0 | 7,176 | 0.1 |
| 補助費等 | 4,863,219 | 10.2 | 5,046,682 | 10.2 | △183,463 | △ 3.6 |
| 積立金 | 279,678 | 0.6 | 260,510 | 0.5 | 19,168 | 7.4 |
| 投資・出資・貸付金 | 758,414 | 1.6 | 766,989 | 1.5 | △8,575 | △ 1.1 |
| 繰出金 | 5,690,792 | 11.9 | 5,552,681 | 11.2 | 138,111 | 2.5 |
| 普通建設・災害復旧事業費 | 4,444,541 | 9.3 | 5,417,430 | 11.0 | △972,889 | △18.0 |
| 合計 | 47,756,986 | 100.0 | 49,532,377 | 100.0 | △1,775,391 | △ 3.6 |

性質別経費の主なものについて、住民一人当たりの金額で比較すると、平成 28 年度の歳出総額では住民一人当たり 392,845 円となっている中で、最も金額が高いのは扶助費 103,359 円で、平成 27 年度類似団体平均及び県平均よりも高い水準である。これは子ども子育て支援事業関連事業費や障がい者総合支援給付費等による増が主な要因である。公債費は平成 28 年度繰上償還を行わなかったため、前年度より 10,472 円少ない 40,546 円となった。これは県平均を下回っているが、類似団体平均より高い水準である。また、普通建設事業費については、前年度の小学校関連建設事業費や認定子ども園整備事業費等が大幅に減少したことにより、一人当たりの金額は 36,105 円で類似団体平均及び県平均を下回っている。

住民一人当たりの主な性質別経費（普通会計ベース）

（単位：円）

| 区 分 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 類似団体平均 (平成27年度) | 福島県平均 (平成27年度) |
|-----------|---------|---------|---------|--------------------|-------------------|
| 人件費 | 64,531 | 63,923 | 64,135 | 57,752 | 68,028 |
| 扶助費 | 91,487 | 97,409 | 103,359 | 89,493 | 67,937 |
| 公債費 | 50,446 | 51,018 | 40,546 | 32,425 | 43,539 |
| 小計(義務的経費) | 206,464 | 212,350 | 208,040 | 179,670 | 179,504 |
| 補助費等 | 42,255 | 41,114 | 40,004 | 29,792 | 50,418 |
| 普通建設事業費 | 41,142 | 43,801 | 36,105 | 44,267 | 114,959 |
| 積立金 | 6,699 | 2,122 | 2,301 | 11,726 | 44,275 |
| その他 | 103,916 | 104,139 | 106,395 | — | — |
| 歳出総額 | 400,476 | 403,526 | 392,845 | — | — |

各年度の1/1の人口(人) 123,790 122,749 121,567 参考資料：福島県市町村決算分析表

以上のことから、性質別経費から本市財政状況の特性として見えてくるものは、人件費、扶助費、公債費といった裁量の余地が少ない義務的経費が歳出総額の半分以上を占めており、住民一人当たりの金額で比較するとこの義務的経費の合計額は、類似団体平均及び県平均より高くなっている。今後、少子高齢化に伴う人口動態と税収動向を鑑みると、義務的経費のありようが本市財政の硬直化に密接に関係してくるものと思料される。したがって、公債費は逡減傾向にあるものの、より効率的な行政運営を目指した不断の取組が必要である。

③まとめ

1) 収支状況及び財政状況について

平成28年度の収支は、前年度より減少しているが、形式収支及び実質収支ともに黒字であり、直ちに収支不足に陥りかねないといった問題点は、当該年度の状況からは見当たらない。

単年度収支及び実質単年度収支ともに赤字となったのは平成25年度以来3年ぶりであるが、これは前年度の実質収支が大きかったこと及び地方債の繰上償還がなかったことに加え財政調整基金の一部取崩によるものであり、特に問題はないものとする。

また、国で定めた指標で本市の決算状況を検証すると、財源の余裕度を示す財政力指数は横ばい、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は微増となっている。人件費、扶助費、公債費の義務的経費の合計額は、本年度微減であるが、歳出全体に占める割合を示す義務的経費の構成率は、ここ数年、微増の状態にある。特に扶助費が年々増加傾向にあることが懸念される。また、実質公債費比率及び将来負担比率については、「公債費負担適正化計画」の進行管理のもと、ここ数年で着実に下がっている。

こうしたことから、経年的な財政健全化に向けた取組については、公債費の縮減を中心に年々改善が図られてきたところであり、これまでの継続的な取組は十分に評価できるも

のである。

しかし、類似団体及び県内各市との比較に目を転じると、着実に成果をあげてきた実質公債費比率も含め、他市においても経年的な改善が図られており、指数によっては、本市の優位性を示すものがあるものの、引き続き改善の必要性を示唆するものである。

以上のことから、本市財政は健全化に向けた歩みを着実に進めてきたところであるが、他市との比較優位性を示す状況にはないところである。従って、今後も手綱を緩めることなく、財政の健全化に十分留意した財政運営に努められたい。

なお、国県支出金に基づく補助事業者への補助金交付事務について、近年、事後対応を必要とする事例が散見されるが、行政への信頼が損なわれることのないよう、国県の運用面も含めた制度内容を十分踏まえ、適正、適確な対応に努められたい。

2) 将来負担への対応について

将来負担を考えるに当たって、地方債への対応は極めて重要であり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律においても、地方債の元利償還金を重要な要素とする実質公債費比率が国の定める基準を超えた場合、様々な制約が課されることによって、地方公共団体の財政の早期健全化を図ることとしている。

本市においては、平成 15 年度の財政危機を契機に起債管理を本格化させ、新規起債発行額の元金償還以下の抑制に継続的に取り組んできたところである。その結果、起債残高は平成 18 年度と比較すると一般会計で約 97 億円減少し、平成 28 年度末現在約 409 億円となったところであり、本市財政の健全化に向けた取組として評価するものである。なお、平成 27 年度の時点で、未だ、普通会計ベースでは、類似団体や県内各市の平均を下回るまでには至っていない状況にあり、今後も市債残高の逡減に留意されたい。

ところで、実質公債費比率においては、地方債の元利償還金のほかにも、下水道事業等の地方公営事業や一部事務組合の起債に係る償還金に対する負担金、更には、債務負担行為に基づく支出額を、準元利償還金として、対象としていることに留意が必要である。

特に、会津若松地方広域市町村圏整備組合においては、消防施設整備計画に引き続き取組むとともに、衛生施設中期修繕計画への対応を直近に控え、中間処理施設建替事業及び最終処分場の施設整備の超大型事業についても、今後、本格化の時期を迎えることになるため、当該事業の元利償還金によってどの程度の負担が生じるか、その結果、実質公債費比率にどのような影響を与えるのかを、注視していく必要がある。

また、大型の債務負担行為については、財政の将来負担として起債と同様の影響を及ぼすことに留意が必要である。更に、第 7 次総合計画期間内で新庁舎を整備することになっているが、その財源確保と財政運営のあり方について、事業の進捗によって新たな局面を迎えることも予想される。

3) 柔軟な財政運営基盤の確保について

財政運営に当たっては、基本原則の 1 つとして「歳入に見合った歳出構造の堅持」を掲げているが、その際に留意しなければならないのは、歳入総額と行政ニーズの事業量が必

ずしも連動するものではないことである。この差を埋める機能の1つとして、財政調整基金や減債基金をあげることができる。

財政調整基金の規模は、一般的に標準財政規模の10%（平成28年度決算ベースで約29億円程度）とされているが、現在の残高は約33億円とこの水準を確保した状態にあり、これまでの積立の努力を評価するところである。

今後もこうした適正規模の確保に努めるとともに、この規模が積立直後の一時的なものとしてではなく、当初予算や補正で一定の取崩が行われても、この水準が恒常的に確保できるように検討すべきである。

減債基金については、ここ数年、通常年賦の元金償還額と新規市債発行必要額の差を埋める機能を果たしており、柔軟な財政運営を可能とする機能を果している。

減債基金の残高は、平成26年度には約12億円と類似団体や県内各市の平均額と遜色の無い水準にあったが、平成27年度に771,603千円の取崩を行った結果、平成28年度末には430,154千円とこうした水準を大きく下回っている。

総務省からの通知においても、「将来の償還財源の計画的な確保等を図る観点から、地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、計画的な積立を行われたい」とされているところであり、今後は、減債基金の果たす役割を鑑み、適正規模の確保に努める必要がある。

公共施設維持整備等基金については、今後膨大な維持補修費や更新費用が見込まれる中であって、適切な管理が図られるよう、平成28年度中途に前年度繰越金を財源として設置され、残高は当該年度末現在、193,800千円である。

当該基金は、前述の2基金と異なり、設置が一般化されているものではないため、残高についての決算統計等による他市との比較による評価は困難であるが、財源面での年度間の緩衝材としての役割も期待されることから、財政運営上、その動向を注視していく必要がある。

(2) 特別会計(水道事業会計を除く)意見

①国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計については、国民健康保険被保険者数について、国民健康保険から社会保険への移行に加え、高齢化による後期高齢者医療制度への移行者の増加を背景として、加入世帯数及び被保険者数とも減少傾向が続いている。一方、平成 28 年度に国民健康保険税率を改定し、国民健康保険税収は増加した。その結果、高齢化や医療の高度化による一人当たりの医療費が増加しているものの、被保険者数の減少により保険給付費が減少し、結果して歳入総額、歳出総額ともに前年度比で微減となった。また、一般会計基準外繰入については 124,289,000 円を行う結果となったものの、実質収支額は 290,791,238 円となった。

歳入総額は 14,805,925,945 円(前年度比 1.3%減)、うち国民健康保険税の収入済額は 2,478,944,910 円(前年度比 1.5%増)、現年度分の対調定収納率は 91.7%(前年度比 0.1ポイント減)と県内市部で高い方から 4 位の水準、現年度分と滞納繰越分を合わせた対調定収納率は 74.9%(前年度比 0.8ポイント増)、不納欠損額は、28,133,858 円(前年度比 34.6%減)となっている。

歳出総額は 14,515,134,707 円(前年度比 2.3%減)、うち保険給付費は 8,336,994,378 円(前年度比 1.9%減)と被保険者数の減少と相まって前年度より減少している。一方、一人当たり医療費は、334,020 円と前年度比 2.8%の増加となっており、これは県平均前年度比 0.7%増より高くなっているものの、本市の一人当たり医療費は県内市部では中位水準であり、県内市部一人当たり医療費平均と比べると 1.3%低い水準となっている。

国保事業は、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は、資格管理、被保険者証交付、保険給付、保険税率の決定、税の賦課・徴収、保健事業を引き続き行っていくこととなる。県が財政運営の責任主体となるため、市町村は県に国保税を財源とした国保事業納付金を納付し、県は市町村に保険給付に必要な額を市町村からの納付金の他、国等からの交付金を財源として交付金として交付することとなるが、市町村が県に納付する納付金の算定に当たっては、その地域の医療費水準を勘案することについて検討されていると聞く。それらの推移を見極め、今後も、引き続きレセプトや健診データの分析、活用等を行い、効果的・効率的な保健事業を実施し、将来にわたり安定した国保事業となるよう、努力を続けられたい。

加入世帯数及び被保険者数

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|-----------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 加入世帯数(世帯) | 17,595 | 18,331 | △736 | △4.0 |
| 被保険者数(人) | 28,745 | 30,415 | △1,670 | △5.5 |

[歳入]

(単位:円)

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|-------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 1 国民健康保険税 | 2,478,944,910 | 2,443,305,045 | 35,639,865 | 1.5 |
| 2 使用料及び手数料 | 2,349,972 | 2,438,528 | △88,556 | △3.6 |
| 3 国庫支出金 | 3,442,632,813 | 3,399,636,977 | 42,995,836 | 1.3 |
| 4 県支出金 | 670,949,889 | 792,491,241 | △121,541,352 | △15.3 |
| 5 療養給付費等交付金 | 491,426,042 | 659,761,000 | △168,334,958 | △25.5 |
| 6 前期高齢者交付金 | 2,777,386,055 | 2,899,233,009 | △121,846,954 | △4.2 |
| 7 共同事業交付金 | 3,353,668,592 | 3,262,526,930 | 91,141,662 | 2.8 |
| 8 財産収入 | 54 | 78 | △24 | △30.8 |
| 9 繰入金 | 1,407,805,618 | 1,414,008,714 | △6,203,096 | △0.4 |
| 10 繰越金 | 139,103,914 | 91,252,761 | 47,851,153 | 52.4 |
| 11 諸収入 | 41,658,086 | 33,501,344 | 8,156,742 | 24.3 |
| 計 | 14,805,925,945 | 14,998,155,627 | △192,229,682 | △1.3 |

※歳入額(14,805,925,945円)には、未還付分1,500,900円が含まれている。

[歳出]

(単位:円)

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|-------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 1 総務費 | 331,584,482 | 325,601,837 | 5,982,645 | 1.8 |
| 2 保険給付費 | 8,336,994,378 | 8,502,726,202 | △165,731,824 | △1.9 |
| 3 後期高齢者支援金等 | 1,577,742,859 | 1,690,285,499 | △112,542,640 | △6.7 |
| 4 前期高齢者納付金等 | 1,115,675 | 1,111,317 | 4,358 | 0.4 |
| 5 老人保健拠出金 | 55,041 | 70,053 | △15,012 | △21.4 |
| 6 介護納付金 | 682,865,347 | 737,936,936 | △55,071,589 | △7.5 |
| 7 共同事業拠出金 | 3,298,935,299 | 3,372,368,850 | △73,433,551 | △2.2 |
| 8 保健事業費 | 117,185,216 | 120,300,183 | △3,114,967 | △2.6 |
| 9 準備金積立金 | 54 | 78 | △24 | △30.8 |
| 10 公債費 | 0 | 0 | 0 | — |
| 11 諸支出金 | 168,656,356 | 108,650,758 | 60,005,598 | 55.2 |
| 12 予備費 | 0 | 0 | 0 | — |
| 計 | 14,515,134,707 | 14,859,051,713 | △343,917,006 | △2.3 |

②観光施設事業特別会計

1) 収支概況

平成 28 年度の決算状況は、歳入総額 271,197,162 円に対し、歳出総額 270,041,778 円であり、歳入歳出差引残額、すなわち形式収支は、1,155,384 円の黒字であるが、継続費に係る逡次繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源 1,484,060 円を差し引いた実質収支は、328,676 円の赤字となった。

なお、平成 28 年度の若松城整備等基金積立金は 134,495,869 円であるが、この額から基金への積立が必須である基金利子 96,739 円及び若松城整備のための寄附金 2,011,908 円を差し引いた 132,387,222 円については、剰余金的性格のものである。仮にこれを全額基金に積まなかったとすれば、実質収支は 132,058,546 円の黒字となるものである。

したがって、これを原資として実質収支の赤字の解消を図ることは、金額的には十分可能であった。

実質収支

(単位:円)

| 区 分 | 平成 28 年度 | 備 考 |
|------------------|-------------|---------------------------|
| 歳入決算額 (A) | 271,197,162 | 若松城整備等基金 |
| 歳出決算額 (B) | 270,041,778 | 平成 27 年度末残高 386,722,879 円 |
| 形式収支 (C)=(A)-(B) | 1,155,384 | 積立金 134,495,869 円 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 (D) | 1,484,060 | 取崩額 △54,486,000 円 |
| 実質収支 (E)=(C)-(D) | △328,676 | 平成 28 年度末残高 466,732,748 円 |

2) 歳入状況

「ふくしまデスティネーションキャンペーン」や鶴ヶ城天守閣再建 50 周年記念事業が平成 27 年度に終了したこともあって、天守閣入場者数等が減少し、観光施設の事業収入は、対前年度比 19,955,529 円の減となった。また、諸収入については、売店売上に伴う収益事業実施納付金が対前年度比 6,751,761 円の減、消費税還付金 15,757,132 円も皆減となったが、これらの減収を補うように、原子力損害賠償金 52,560,080 円の増となり、対前年度比 29,024,991 円の増となった。

その結果、事業に伴う特定財源とも言うべき国庫補助金や基金繰入金を除いては、5,923,081 円の増となった。すなわち、経常的歳入については、平成 28 年度は総額として実質収支の赤字をもたらすような大きな減額は無かった。

なお、次年度以降、原子力損害賠償金の動向が不透明であるが、事業収入等の状況によっては、当該賠償金は経常的な歳入構造に大きな影響を与えかねないので、今後、十分留意されたい。

[歳入]

(単位:円)

| 区 分 | | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|------|----------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 自主財源 | 事業収入 | 133,833,061 | 153,788,590 | △19,955,529 | △13.0 |
| | 使用料及び手数料 | 352,740 | 354,580 | △1,840 | △0.5 |
| | 財産収入 | 96,739 | 107,662 | △10,923 | △10.1 |
| | 繰越金 | 20,302,234 | 17,695,607 | 2,606,627 | 14.7 |
| | 諸収入 | 59,002,480 | 29,977,489 | 29,024,991 | 96.8 |
| | 寄附金 | 2,011,908 | 7,752,153 | △5,740,245 | △74.0 |
| | 小 計 | 215,599,162 | 209,676,081 | 5,923,081 | 2.8 |
| 依存財源 | 国庫支出金 | 1,112,000 | — | 1,112,000 | 皆増 |
| | 繰入金 | 54,486,000 | — | 54,486,000 | 皆増 |
| 合 計 | | 271,197,162 | 209,676,081 | 61,521,081 | 29.3 |

3) 歳出状況

歳出総額は、対前年度比 80,667,931 円の増となっているが、平成 28 年度の主な増要因としては、若松城天守閣バーチャルリアリティコンテンツ制作業務委託 54,432,000 円及び若松城整備等基金積立金の増 34,067,913 円があるが、これらの増要因を差引くと 7,831,982 円の減である。こうしたことから、維持管理等に要する経常的経費について実質赤字をもたらすような状況ではなかった。

[歳出]

(単位:円)

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|-----------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 1 総務費 | 160,751,151 | 119,193,987 | 41,557,164 | 34.9 |
| 2 若松城天守閣費 | 91,967,969 | 51,957,147 | 40,010,822 | 77.0 |
| 3 若松城整備費 | 16,224,570 | 15,338,621 | 885,949 | 5.8 |
| 4 隣閣費 | 1,090,981 | 776,194 | 314,787 | 40.6 |
| 5 駐車場費 | 7,107 | 2,107,898 | △2,100,791 | △99.7 |
| 6 予備費 | 0 | 0 | 0 | — |
| 計 | 270,041,778 | 189,373,847 | 80,667,931 | 42.6 |

4) 今後の対応

平成 28 年度の決算においては、最終的に実質収支が赤字となったが、前述したように、経常的な収入が大幅に減少したことによるものでもなく、また経常的な経費が大幅に増加したことによるものでもない。加えて、基金積立金に 1 億円以上を充てることが

できる資金状況にあった。以上のことから、実質収支の赤字は2月補正や基金積立金の最終的な額の決定過程での調整も可能であり、事務的対応によって、こうした事態を未然に防ぐことが出来たものと思料する。

したがって、今回の教訓を踏まえ、今後は、年度中・年度末における歳入歳出の状況確認や繰上繰越への対応など、課内でのチェック体制の確立を図りたい。更に、再発防止に向け、担当課のみならず、財務部局や会計担当からの注意喚起も含め、全庁的な対応に留意されたい。

なお、当該実質収支の赤字については、平成29年度の観光施設事業特別会計補正予算の専決処分により繰上充用の予算措置を講じたところであるが、当該専決処分の議会への報告は、地方自治法を踏まえ、適切な時期になされてしかるべきであり、今後、こうしたことの無いよう、十分留意されたい。

③下水道事業特別会計・農業集落排水事業特別会計・個別生活排水事業特別会計

1) 下水道事業特別会計について

下水道事業特別会計については、下水道事業受益者負担金の対調定収納率は、前年度に比べ3.5ポイント上昇し93.7%、収入未済額は2,727,816円（前年度比38.3%減）、不納欠損額は506,090円（前年度比56.8%減）となっている。

また、下水道使用料及び手数料の収入未済額は29,295,202円（前年度比5.7%減）、不納欠損額は772,254円（前年度比17.7%増）となっている。収入未済額が減少する一方で不納欠損額は増加しており、今後とも引き続き収入の確保に努められたい。

なお、平成28年度の状況は、歳入総額3,377,484,441円、歳出総額3,310,984,696円で、歳入歳出差引残額66,499,745円は翌年度へ繰り越されている。歳入歳出の状況については、下記のとおりである。

[歳入]

(単位:円)

| 区 分 | 平成28年度 (A) | 平成27年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|------------|---------------|---------------|--------------------|------------|
| 1 分担金及び負担金 | 50,622,938 | 53,651,986 | △3,029,048 | △5.6 |
| 2 使用料及び手数料 | 1,681,337,454 | 1,650,797,689 | 30,539,765 | 1.9 |
| 3 国庫支出金 | 376,985,000 | 375,850,000 | 1,135,000 | 0.3 |
| 4 県支出金 | 3,729,000 | 5,530,000 | △1,801,000 | △32.6 |
| 5 繰入金 | 626,358,000 | 585,811,000 | 40,547,000 | 6.9 |
| 6 繰越金 | 56,463,264 | 83,938,100 | △27,474,836 | △32.7 |
| 7 諸収入 | 5,888,785 | 32,610,263 | △26,721,478 | △81.9 |
| 8 市債 | 576,100,000 | 551,800,000 | 24,300,000 | 4.4 |
| 計 | 3,377,484,441 | 3,339,989,038 | 37,495,403 | 1.1 |

※歳入額(3,377,484,441円)には、未還付分194,508円が含まれている。

[歳出]

(単位:円)

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|----------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 1 下水道事業費 | 1,746,340,953 | 1,706,307,244 | 40,033,709 | 2.3 |
| 2 公債費 | 1,564,643,743 | 1,577,218,530 | △12,574,787 | △0.8 |
| 3 予備費 | 0 | 0 | 0 | — |
| 計 | 3,310,984,696 | 3,283,525,774 | 27,458,922 | 0.8 |

2) 農業集落排水事業特別会計について

平成 28 年度の状況は、歳入総額 277,558,028 円、歳出総額 262,609,683 円で、歳入歳出差引残額 14,948,345 円は翌年度へ繰り越されている。

歳入歳出の状況については、平成 27 年度で施設整備が完了したことにより、歳入については前年度と比較し 53,941,956 円の減となっており、主として、繰入金 22,832,000 円の増、使用料及び手数料 4,367,535 円の増となったものの、市債 41,800,000 円の減、国庫支出金及び県支出金 33,489,000 円の減など、減要因が増要因を上回ったことによる。

歳出については前年度と比較し 57,831,666 円の減となっており、施設整備完了による農業集落排水事業費 60,483,512 円の減が主な要因である。

[歳入]

(単位:円)

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 1 分担金及び負担金 | 1,566,000 | 1,863,000 | △297,000 | △15.9 |
| 2 使用料及び手数料 | 47,295,881 | 42,928,346 | 4,367,535 | 10.2 |
| 3 繰入金 | 213,509,000 | 190,677,000 | 22,832,000 | 12.0 |
| 4 繰越金 | 11,058,635 | 16,611,534 | △5,552,899 | △33.4 |
| 5 諸収入 | 28,512 | 31,104 | △2,592 | △8.3 |
| 6 市債 | 4,100,000 | 45,900,000 | △41,800,000 | △91.1 |
| 国庫支出金 | — | 28,635,000 | △28,635,000 | 皆減 |
| 県支出金 | — | 4,854,000 | △4,854,000 | 皆減 |
| 計 | 277,558,028 | 331,499,984 | △53,941,956 | △16.3 |

[歳出]

(単位:円)

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|-------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 1 農業集落排水事業費 | 96,714,403 | 157,197,915 | △60,483,512 | △38.5 |
| 2 公債費 | 165,895,280 | 163,243,434 | 2,651,846 | 1.6 |
| 3 予備費 | 0 | 0 | 0 | — |
| 計 | 262,609,683 | 320,441,349 | △57,831,666 | △18.0 |

3) 個別生活排水事業特別会計について

平成 28 年度の状況は、歳入総額 255,065,272 円、歳出総額 245,852,491 円で、歳入歳出差引残額 9,212,781 円は翌年度へ繰り越されている。

歳入については前年度と比較し 21,189,596 円の増となっており、主として、繰越金 3,280,645 円の減となったものの、市債 11,400,000 円の増、国庫支出金及び県支出金 7,266,000 円の増、繰入金 2,270,000 円の増など、増要因が減要因を上回ったことによる。

歳出については前年度と比較し 23,792,757 円の増となっており、施設整備をはじめとする個別生活排水事業費 21,605,898 円の増が主な要因である。

本年度は 43 基の浄化槽を設置し、全体計画整備基数 4,300 基に対し平成 28 年度末の整備累計基数は 911 基となり、整備率は 21.2%となっている。

【歳入】

(単位:円)

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 1 分担金及び負担金 | 7,061,618 | 5,529,285 | 1,532,333 | 27.7 |
| 2 使用料及び手数料 | 41,605,576 | 39,831,803 | 1,773,773 | 4.5 |
| 3 国庫支出金 | 20,176,000 | 15,122,000 | 5,054,000 | 33.4 |
| 4 県支出金 | 6,255,000 | 4,043,000 | 2,212,000 | 54.7 |
| 5 繰入金 | 85,496,000 | 83,226,000 | 2,270,000 | 2.7 |
| 6 繰越金 | 11,815,942 | 15,096,587 | △3,280,645 | △21.7 |
| 7 諸収入 | 3,955,136 | 3,727,001 | 228,135 | 6.1 |
| 8 市債 | 78,700,000 | 67,300,000 | 11,400,000 | 16.9 |
| 計 | 255,065,272 | 233,875,676 | 21,189,596 | 9.1 |

※歳入額(255,065,272 円)には、未還付分 31,180 円が含まれている。

【歳出】

(単位:円)

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|-------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 1 個別生活排水事業費 | 209,732,442 | 188,126,544 | 21,605,898 | 11.5 |
| 2 公債費 | 36,120,049 | 33,933,190 | 2,186,859 | 6.4 |
| 3 予備費 | 0 | 0 | 0 | — |
| 計 | 245,852,491 | 222,059,734 | 23,792,757 | 10.7 |

4) 公共下水道事業・農業集落排水事業・個別生活排水事業の経営比較について

本市の汚水処理については、①市街地の汚水を集合処理により実施する公共下水道事業
②農村地域の汚水を集合処理により実施する農業集落排水事業、③それ以外の地域における汚水処理を実施する個別生活排水事業に分けて、3つの特別会計によって汚水処理を実施している。

こうした中で、国からの要請も踏まえ、経営基盤の強化、経営の透明化を図るため、これら3事業について、平成32年度から地方公営企業法を全部適用する方針である。このような動きもあることから、現在の3つの特別会計について、国が示している公営企業会計の経営分析指標によって比較を行ったところである。

まず、**収益的収支比率**については、3つの事業間で他の指標に比べ大きな差は生じていない。

次に、**経費回収率**は、ほぼ100%の公共下水道事業に対し、残りの2事業はその半分から3分の1にとどまっている。

また**汚水処理原価**についても処理水量の違いにもよるが、農業集落排水事業は公共下水道事業の約1.5倍、個別生活排水事業は約2倍と開きがある。

確かに3つの汚水処理方式については、それぞれの地域の実情が違う中で、整備の進捗率や普及率も異なり、さらには補助金の国の所管の違いもあって、経営的側面や効率性の観点のみを重視し判断することは避けなければならないが、発生主義・複式簿記による企業会計手法の導入によって、これまで以上に効率性の差異や課題がより鮮明になってくると思われる。

したがって、公営企業会計への移行作業に万全を期すことはもちろん、長期的課題としてこれら3事業のそれぞれのあり方や事業間連携の可能性など、今から多面的に研究、検討していく必要がある。

平成28年度 経営分析指標(決算ベースによる速報値)

| 項目 | 公共下水道事業 | 農業集落排水事業 | 個別生活排水事業 | 説明 |
|--|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--|
| 収益的収支比率 [総収益/(総費用+地方債償還金)×100] | 97.3% | 97.8% | 98.0% | 料金収入等で維持管理費等をどの程度賄っているかを表す。 |
| 経費回収率 [下水道等使用料/汚水処理費(公費負担分を除く)×100] | 101.0% | 66.0% | 43.9% | 使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄っているかを表す。 |
| 汚水処理原価 [汚水処理費(公費負担分を除く)/年間有収水量] | 196.1 (円/m ³) | 282.4 (円/m ³) | 375.4 (円/m ³) | 有収水量1m ³ あたりの汚水処理に要した経費で、汚水処理に係るコストを表す。 |
| 施設利用率 [晴天時一日平均処理水量/晴天時現在処理能力×100] | 77.7% | 31.3% | 51.0% | 施設設備の一日処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する。 |

参考資料：福島県市町村公営企業経営比較分析表

④地方卸売市場事業特別会計

指定管理者制度導入後の初年度である平成 28 年度の状況は、歳入歳出額とも前年度と比較し約 3 割減少した。特に歳出では、地方卸売市場事業費において、指定管理料 69,784 千円の新規増により委託料が 39,213 千円の増となったが、人件費及び指導員報酬 31,732 千円の皆減、光熱水費等が大半を占める需用費 41,250 千円の皆減、公設地方卸売市場協会への負担金 12,047 千円の皆減などにより、前年度より 59,540,520 円減少し、歳出総額 124,055,695 円(対前年度比 32.4%減)となった。

これに伴い歳入については、一般会計繰入金 22,012 千円の減(前年度比 35.2%減)、諸収入 37,018 千円の減(前年度比 99.0%減)などにより、前年度より 58,678,609 円減少し、歳入総額 131,392,885 円(前年度比 30.9%減)となり、歳入歳出差引残額は、7,337,190 円となった。

なお、諸収入の減については、市場施設利用者から徴収する光熱水費相当額であり、本年度から指定管理者がその業務を行うこととなったためである。

[歳入]

(単位:円)

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 1 使用料及び手数料 | 84,044,189 | 84,635,970 | △591,781 | △0.7 |
| 2 繰入金 | 40,514,000 | 62,526,000 | △22,012,000 | △35.2 |
| 3 繰越金 | 6,475,279 | 5,531,797 | 943,482 | 17.1 |
| 4 諸収入 | 359,417 | 37,377,727 | △37,018,310 | △99.0 |
| 計 | 131,392,885 | 190,071,494 | △58,678,609 | △30.9 |

[歳出]

(単位:円)

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|-------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 1 地方卸売市場事業費 | 94,580,849 | 154,121,369 | △59,540,520 | △38.6 |
| 2 公債費 | 29,474,846 | 29,474,846 | 0 | 0.0 |
| 3 予備費 | 0 | 0 | 0 | — |
| 計 | 124,055,695 | 183,596,215 | △59,540,520 | △32.4 |

指定管理者制度導入による効果を、コスト面から検証すると、歳入では需用費減との連動により諸収入(光熱水費)が減少し、歳出では指定管理業務にかかる委託料が増となったが、人件費及び指導員報酬の皆減、需用費の皆減、公設地方卸売市場協会負担金の皆減による減少額が諸収入の減や委託料の増を大きく上回り、その成果が経済効率性の点でも発揮された。

また、こうした動向などもあいまって一般会計からの繰入金も前年度から減少した。

一方市場取引の状況は、本年度卸売業者の取扱金額は開設以降初めて 90 億円を下回った。これは供給圏域である会津地域の人口減少や少子高齢化等による食糧消費量の減少、小売形態や消費者ニーズの変化による市場経由率の低下が要因と思われるが、このような現状において、市場の回復を図り、活性化させていくのは容易ではない。

低迷状況からいかに脱却していくのか、市は指定管理者、市場内事業者、出荷者及び買参人、更には、専門分野の学識経験者等と連携を強化し、創意工夫しながら新たな活路を見出す取組が必要である。

今後とも、市及び指定管理者の連携を深め、安定した市場運営に努めるとともに、時勢に対応した活気ある市場形成に努められたい。

地方卸売市場事業費の状況(工事請負費、公課費を除く)

(単位:千円)

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|----------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 人件費 ※1 | 0 | 29,516 | △29,516 | 皆減 |
| 報酬 | 0 | 2,216 | △2,216 | 皆減 |
| 報償費 | 259 | 413 | △154 | △37.3 |
| 旅費 | 0 | 35 | △35 | 皆減 |
| 需用費 ※2 | 0 | 41,250 | △41,250 | 皆減 |
| 役務費 | 274 | 518 | △244 | △47.1 |
| 委託料 | 71,477 | 32,264 | 39,213 | 121.5 |
| 使用料及び賃借料 | 1,532 | 5,870 | △4,338 | △73.9 |
| 負担金及び交付金 | 40 | 12,087 | △12,047 | △99.7 |
| 計 | 73,582 | 124,169 | △50,587 | △40.7 |

※1 給料、職員手当等、共済費、臨時職員賃金を含む

※2 需用費減に連動し、歳入では諸収入(光熱水費)が前年度から 37,018,310 円減少している。

⑤扇町土地区画整理事業特別会計

扇町土地区画整理事業特別会計については、平成 28 年度末時点の事業進捗率は事業費ベースで 91.7%となっており、都市計画道路の 100%(全 5 路線整備完了)のほか、建物移転が 97.0%、区画道路の整備が 94.0%、仮換地指定率が 96.6%となっており、着実に事業が進められている。

同事業については、引き続き権利者の理解を得るとともに国庫補助事業及び計画的な保留地処分による事業財源の確保に努めながら、事業認可期間の平成 35 年度完了に向けて、工事はもちろんのこと、換地計画等の事務も合わせ、効率的・効果的な事業推進に当たられたい。

事業の進捗状況(平成 28 年度末現在)

| 区 分 | 進捗状況詳細 | 進捗率 (%) |
|--------|-----------------------------|---------|
| 仮換地指定 | 1,860 件/1,926 件 | 96.6 |
| 建物移転 | 512 件/528 件 | 97.0 |
| 都市計画道路 | 5,250.2m/5,250.2m | 100.0 |
| 区画道路 | 16,806.0m/17,884.8m | 94.0 |
| 事業費 | 31,571,022 千円/34,433,000 千円 | 91.7 |

[歳入]

(単位:円)

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 1 分担金及び負担金 | 90,000,000 | 90,000,000 | 0 | 0.0 |
| 2 使用料及び手数料 | 39,600 | 45,200 | △5,600 | △12.4 |
| 3 国庫支出金 | 29,400,000 | 7,600,000 | 21,800,000 | 286.8 |
| 4 繰入金 | 823,942,000 | 899,092,000 | △75,150,000 | △8.4 |
| 5 繰越金 | 22,961,975 | 26,027,495 | △3,065,520 | △11.8 |
| 6 諸収入 | 109,932,474 | 86,429,957 | 23,502,517 | 27.2 |
| 7 市債 | 162,200,000 | 158,700,000 | 3,500,000 | 2.2 |
| 計 | 1,238,476,049 | 1,267,894,652 | △29,418,603 | △2.3 |

[歳出]

(単位:円)

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|-------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 1 土地区画整理事業費 | 440,284,208 | 441,161,046 | △876,838 | △0.2 |
| 2 公債費 | 728,718,272 | 803,771,631 | △75,053,359 | △9.3 |
| 3 予備費 | 0 | 0 | 0 | — |
| 計 | 1,169,002,480 | 1,244,932,677 | △75,930,197 | △6.1 |

⑥介護保険特別会計

介護保険特別会計については、「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」の中間年度にあたり、1号被保険者の介護保険料改定を行なって2年目の事業運営年度となった。

歳入総額は10,996,875,043円(前年度比1.0%増)、うち介護保険料の収入済額は2,256,809,700円(前年度比2.7%増)、現年度分と滞納繰越分を合わせた介護保険料の対調定収納率が96.6%(前年度比0.2ポイント減)となり、収納率が若干低くなったものの、1号被保険者増のなか、介護保険料確保努力が続いている。また、介護給付費準備基金繰入金は前年度52,667,000円であったものが0円となっている。

歳出総額は10,850,074,389円(前年度比1.1%増)、うち保険給付費は9,948,218,554円(前年度比2.0%増)、地域支援事業費は222,525,292円(前年度比8.1%増)となっている。また、介護給付費準備基金積立金は247,778,262円(前年度比22.8%減)となっている。

介護保険は、3年間の介護保険事業計画の介護給付費等を推計し、それに必要な3年間同一の保険料率を設定する。介護給付費等は年々増加傾向にあるため、通常、事業計画の初年度は剰余金が生じ、財源調整のための介護給付費準備基金に積立を行い、最終年度、また必要に応じて中間年度に前年度までに積み立てた介護給付費準備基金を取崩し、介護

給付費等の不足額に充てることとなる。事業期間の中間年度である平成 28 年度において、準備基金取崩額が 0 円であり、利子及び前年度繰越金以外の準備基金積立金が約 2 億円あった。その結果、準備基金の期末残高は 658,396,640 円となっている。中間年度において、準備基金を取崩すことなく、利子及び前年度繰越金以外を積み立てることができた理由、すなわち剰余金が生じた理由として、現事業計画策定以後に介護報酬改定がありトータルでマイナス改定となったこと、介護保険施設整備の遅れにより当該施設分に係る計画した介護給付費の増が抑制されたことによって全体の介護給付費が抑えられたことがあげられる。事業計画の最終年度である平成 29 年度においても剰余金が生ずるような場合については、次期の介護保険事業計画策定に当たっては、国の介護報酬改定や制度改正、介護給付費等の動向等を見極めつつ、準備基金の残高を活用した保険料率改定の検討も可能な財政状況であると思料する。

また、平成 29 年度から、従来の介護予防給付のうち訪問介護・通所介護については、介護予防事業と併せて、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へと移行した。その実施にあたっては、地域の多様な実施主体を活用した多様なサービスを推進し、介護予防の一層の推進について努力されたい。

団塊の世代が後期高齢者域を迎える西暦 2025 年(平成 37 年)には更なる高齢化社会が到来するとされる。医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現し、認知症高齢者関連事業はじめ地域支援事業を展開し、安心できる事業運営に向け、引き続き着実に努力されたい。

[歳入]

(単位:円)

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 1 保険料 | 2,256,809,700 | 2,197,833,200 | 58,976,500 | 2.7 |
| 2 使用料及び手数料 | 332,300 | 345,000 | △12,700 | △3.7 |
| 3 国庫支出金 | 2,582,804,312 | 2,559,308,285 | 23,496,027 | 0.9 |
| 4 支払基金交付金 | 2,837,116,884 | 2,715,085,664 | 122,031,220 | 4.5 |
| 5 県支出金 | 1,519,670,675 | 1,514,362,116 | 5,308,559 | 0.4 |
| 6 財産収入 | 107,387 | 74,348 | 33,039 | 44.4 |
| 7 繰入金 | 1,636,194,000 | 1,670,997,000 | △34,803,000 | △2.1 |
| 8 繰越金 | 161,174,207 | 231,262,697 | △70,088,490 | △30.3 |
| 9 諸収入 | 2,665,578 | 694,656 | 1,970,922 | 283.7 |
| 計 | 10,996,875,043 | 10,889,962,966 | 106,912,077 | 1.0 |

※歳入額(10,996,875,043 円)には、未還付分 2,690,900 円が含まれている。

[歳出]

(単位:円)

| 区 分 | 平成 28 年度 (A) | 平成 27 年度 (B) | 比較増△減 (A) - (B) | 増減率 (%) |
|-----------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|
| 1 総務費 | 284,935,095 | 296,168,953 | △11,233,858 | △3.8 |
| 2 保険給付費 | 9,948,218,554 | 9,754,088,872 | 194,129,682 | 2.0 |
| 3 地域支援事業費 | 222,525,292 | 205,930,268 | 16,595,024 | 8.1 |
| 4 基金積立金 | 247,778,262 | 320,977,000 | △73,198,738 | △22.8 |
| 5 公債費 | 0 | 0 | 0 | — |
| 6 諸支出金 | 146,617,186 | 151,623,666 | △5,006,480 | △3.3 |
| 7 予備費 | 0 | 0 | 0 | — |
| 計 | 10,850,074,389 | 10,728,788,759 | 121,285,630 | 1.1 |

⑦まとめ

1) 収支状況について

平成 28 年度の 12 特別会計の収支は、歳入総額 32,757,394 千円(前年度比 0.2%減)歳出総額 32,012,248 千円(前年度比 0.7%減)、歳入歳出差引残額は、745,146 千円(前年度比 30.5%増)となり、12 特別会計とも形式収支は黒字であった。

一方で、実質収支については、国民健康保険事業特別会計を含む 11 の特別会計で黒字であったが、観光施設事業特別会計については、翌年度への通次繰越額の財源に不足が生じたため 329 千円の赤字となった。

しかし、この赤字については、観光施設特別会計の構造的要因に起因するものではなく、その額も歳入総額 271,197 千円の 0.1%に過ぎず補正予算や予算執行の段階など事務的対応によって防ぎ得たものである。今後、このような事態を起こさないよう、所管課のみならず、予算及び決算担当の部署を含め再度、全庁的なチェック体制の確立を図られたい。

なお、こうした対応については、今回の事例を踏まえ、他の特別会計においても十分留意されたい。

また、一般会計からの繰入金については、観光施設事業特別会計及び三本松地区宅地整備事業特別会計を除く 10 の特別会計へ繰入が行われている。平成 28 年度の繰入金は約 52 億円で前年度とほぼ同額になっており、一般会計歳出総額の 1 割強を占めている。

繰入金は各特別会計の事業執行上欠くことのできない重要な財源として一定の基準等により繰入れられるものであり、その割合は、予算規模により、9.5%~76.9%と異なっているが、特別会計は特定の収入をもって特定の支出に充てるため、一般会計と区分して経理管理が行われる会計であることを考慮すると、過度に一般会計からの繰入金に頼ることなく、各会計自体の一層の歳入の確保に努めるとともに、少子高齢化による事業展開及び企業会計への移行に伴う経営体質の強化に向けて、繰入基準の一層の明確化を図る必要がある。

一般会計からの繰入金の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 平成 28 年度 | | 平成 27 年度 | | 比較増△減 (A) - (B) |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------------|
| | 繰入金額 (A) | 歳入に占める割合(%) | 繰入金額 (B) | 歳入に占める割合(%) | |
| 国民健康保険特別会計 | 1,407,805 | 9.5 | 1,414,008 | 9.4 | △6,203 |
| 湊町簡易水道事業特別会計 | 6,675 | 60.5 | 3,573 | 51.4 | 3,102 |
| 西田面簡易水道事業特別会計 | 15,525 | 64.5 | 0 | 0 | 15,525 |
| 観光施設事業特別会計 | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| 下水道事業特別会計 | 626,358 | 18.5 | 585,811 | 17.5 | 40,547 |
| 地方卸売市場事業特別会計 | 40,514 | 30.8 | 62,526 | 32.9 | △22,012 |
| 扇町土地区画整理事業特別会計 | 823,942 | 66.5 | 899,092 | 70.9 | △75,150 |
| 農業集落排水事業特別会計 | 213,509 | 76.9 | 190,677 | 57.5 | 22,832 |
| 介護保険特別会計 | 1,636,194 | 14.9 | 1,618,330 | 14.9 | 17,864 |
| 個別生活排水事業特別会計 | 85,496 | 33.5 | 83,226 | 35.6 | 2,270 |
| 三本松地区宅地整備事業特別会計 | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| 後期高齢者医療特別会計 | 349,883 | 28.2 | 353,914 | 29.0 | △4,031 |
| 計 | 5,205,901 | 16.1※ | 5,211,157 | 16.0※ | △5,256 |

※歳入に占める割合の計は、一般会計からの繰入措置を行った特別会計及び年度に限る。

2) 企業会計への移行について

下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、個別生活排水事業特別会計については、平成 32 年度を目途とし、長期的に安定した事業運営を継続するため、企業会計の導入に向け平成 29 年度より各会計の財産に係る固定資産調査・評価等の本格的な準備作業に入っている。

これは市の会計とは異なり、民間企業の会計基準に近い地方公営企業会計が採用されることになる。すなわち収支については損益計算書、財産の増減では貸借対照表が作成されることになり、経営状況及び財産状況が明確化する。

しかしながら、移行が予定されている各特別会計の経営基盤は厳しいものがある。公共下水道事業は長寿命化のための老朽管等の更新や経営安定化のための更なる普及率の向上、農業集落排水事業及び個別生活排水事業は水洗化率の向上、汚水処理の効率化などそれぞれ課題を抱えている。

今後の移行に向けては、まずそれぞれの会計における財産の評価を的確に把握するとともに、維持管理費をはじめ将来にわたる施設改修費用の算出、これを賄うべく適正な利用者負担及び収入体系のあり方、一般会計からの繰入基準の明確化など、将来に向けた経営全体のビジョンを構築することが肝要であり、平成 32 年度からの移行に向け、各事業会計の準備作業に取り組まれない。なお、湊町簡易水道事業特別会計及び西田面簡易水道事業特別会計についても、公営企業法の適用を検討中であるが、検討に当たっては、下水道事業会計等と同様な課題について、十分配慮されたい。

会津若松市基金運用状況審査意見書

目 次

| | | |
|-----------------|-------|---|
| 第 1 審査の種類 | | 1 |
| 第 2 審査の対象 | | 1 |
| 第 3 審査の着眼点 | | 1 |
| 第 4 審査の主な実施内容 | | 1 |
| 第 5 審査の実施場所及び日程 | | 1 |
| 第 6 審査の結果 | | 1 |
| 第 7 審査の意見 | | 1 |
| 第 8 基金の運用状況 | | 1 |

決算審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況審査

第2 審査の対象

平成28年度会津若松市板橋好雄奨学資金貸与基金

第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第9基金の運用状況審査の着眼点」に基づき、市長から提出された基金の運用状況を示す書類について、計数の正確性を検証するとともに、資金運用が適正・効率的に行われているか等を主眼として審査を行った。

第4 審査の主な実施内容

会津若松市監査基準に準拠して基金の運用状況審査を行ったところであり、審査に付された基金の運用状況調書に基づき、基金の運用が設置の趣旨にそって適正かつ効率的に行われているか、また、計数は正確であるか等の諸点に留意し、関係帳簿及び証拠書類を照合精査した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局内

審査実施日程 平成29年6月16日から平成29年8月9日まで

第6 審査の結果

審査に付された運用状況調書の計数は正確であり、運用状況においては適正に執行されていると認められた。

第7 審査の意見

基金の状況は、下記の「基金の運用状況」のとおりであるが、平成28年度については1名が返還終了し、新たに2名の貸付が実行されている。その結果、平成28年度末の貸付は前年度末15名から1名増の16名となった。今後も、当貸与基金の意義及び制度内容の周知に努め、より多くの学生が利用できるよう配慮されたい。

第8 基金の運用状況

本年度は、2件1,000,000円の貸付、53件477,000円の返還があり、また、一般会計から基金利子相当分の973円を繰入れした結果、年度末で預金5,012,844円、貸付金6,873,000円(貸付16名)となった。